

当座貸越専用口座

1

平成24年8月1日現在

1. 商品名	・当座貸越専用口座
2. ご利用いただける方	・当金庫営業地区内において事業を行っている法人・個人事業主の方
3. お使いみち	・事業経営に必要な運転資金にお使いいただけます
4. ご融資限度額	・原則月商の2倍以内を目安とします
5. ご利用期間	・1年間です ・期間満了後は審査により期間延長の更新もできます
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます（変動金利で当金庫の短期プライムレートの変更に連動します） ・金利変動による貸越利率の変更日は、当金庫の短期プライムレートの変更月の翌月の利払日（10日）から適用とします
7. お利息の計算方法	・毎日のお借入残高について付利単位を1円とした1年365日とする日割計算とします ・前月の10日～当月の9日までの日割計算です
8. ご返済方法	・元金返済は、随時返済です ・利息返済は、毎月10日（休日の時は翌営業日）です
9. 担保	・原則として不動産担保もしくは預金担保を設定させていただきます
10. 保証人	・保証人は連帯保証人とさせていただきます
11. 手数料・保証料	・事務手数料及び保証料は不要です
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：025-222-3111）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

平成24年8月1日現在

13. その他	<ul style="list-style-type: none">・お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください・ご融資利率については当金庫の本支店までお問い合わせください
---------	--